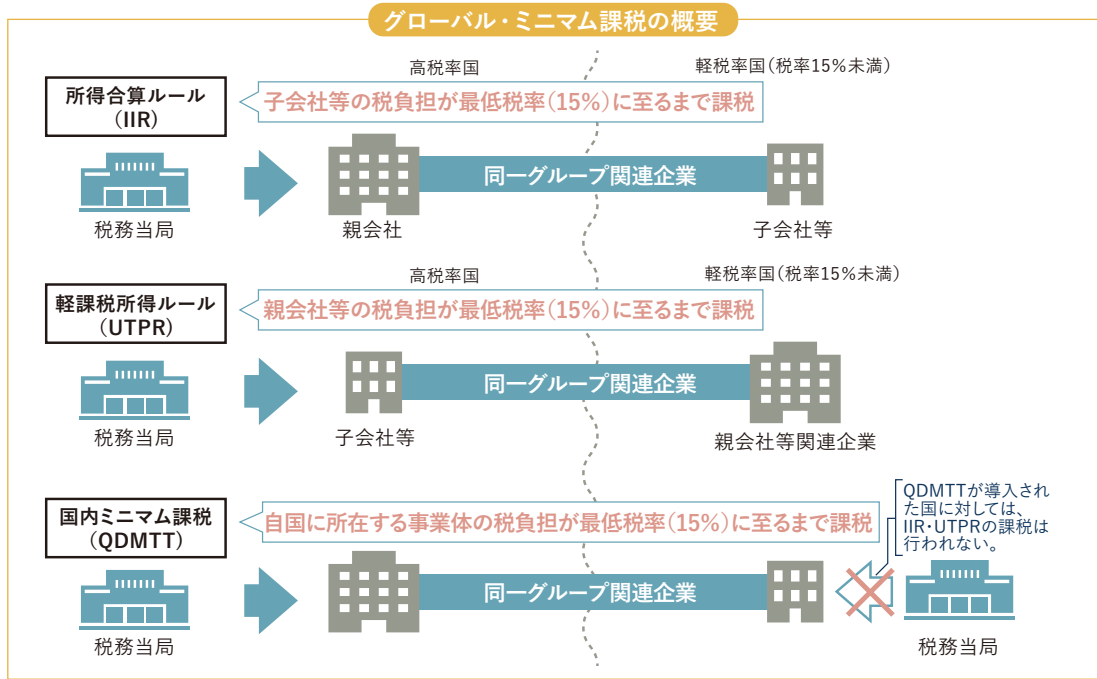


# 4 国際課税

## 新たな国際課税ルールへの対応

- グローバル・ミニマム課税は、各国の法人税引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境を整備するため、多国籍企業に対して各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みです。
- 2021年にOECD/G20「BEPS包括的枠組み」において合意され(コラム参照)、わが国としても法制化しました。



- 国際課税システムの安定化等の観点から、グローバル・ミニマム課税と独自のミニマム課税制度を有する一定の要件を満たす国(米国を含む。)の制度との共存等について、2025年6月以降「BEPS包括的枠組み」において交渉が行われました。
- 2026年1月に合意が成立したことから、当該合意に則り、令和8年度税制改正においてわが国制度の見直しを行います。

### 見直しの主な内容

一定のミニマム課税制度を有する等の要件を満たす国(いわゆる共存適格国)に最終親会社が所在する多国籍企業グループについて、グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール(IIR)と軽減税所得ルール(UTPR)の適用を免除します。

※ 2026年1月1日以後に開始する会計年度から適用

## コラム 新たな国際課税ルールについて

OECD/G20では、以下の課題に対応するため、新たな国際課税ルールについて議論が行われています。

### 課題

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - ▶ 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - ▶ 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - ▶ 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

- 2015年10月の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。  
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包括的枠組み」(現在は148か国・地域が参加)において議論が進められ、2021年10月、2本の柱による解決策に合意。
  - ▶ 第1の柱(市場国への新たな課税権の分配)
  - ▶ 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)